

災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請

東日本大震災は、極めて広範囲にわたって甚大な被害をもたらした未曾有の大災害となった。従来は、災害対応法制は、国、都道府県、市町村の役割分担が固定的であったため、被災自治体の主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたし、また、全国の自治体の被災地支援に係る調整に滞りが生じるなど、迅速かつ適切な災害対応を妨げる制度上の問題が浮き彫りになった。

南海トラフ巨大地震や首都直下型地震など巨大地震への備えが求められる中、より効果的な災害対策の枠組みを構築するため、大都市について、その有する能力を住民の救助や他自治体の支援等に最大限活用できるように災害対応法制を見直していくことが急務である。

このことを踏まえ、指定都市市長会では、平成24年7月に政府へ要請を行い、平成25年12月には「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を策定したところである。一方、国においては、東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年6月及び平成25年6月の災害対策基本法の改正などによる国、都道府県の調整機能の強化等は図られたものの、都道府県と市町村との役割分担については、未だ見直しが行われていない。

よって、指定都市市長会は、改めて災害救助法及び災害対策基本法の改正を次のとおり行うよう要請する。

【災害救助法】

〈現行法の課題〉

- ・ 救助の主体が都道府県知事に限定され、知事からの委任を受けない限り、指定都市の市長であっても、自立的・自発的に市民の救助に主体的にあたるできない

〈要請内容〉

- 指定都市が、自立的・自発的に被災者の救助・救援にあたることができるよう、指定都市の市長を救助の主体と位置付けること（第2条関係）

【災害対策基本法】

〈現行法の課題〉

- ・ 指定都市の市長には応急措置の実施義務があるが、その応急措置の実効性を担保する従事命令等の権限が、都道府県知事に限定され、知事からの通知がない限り、市長は従事命令等を行うことができない
- ・ 全国的な広域支援体制において、指定都市の有する人員と高度な専門性を有効に活用できない

〈要請内容〉

- 都道府県知事の応急措置に係る従事命令等の権限を、当初から指定都市の市長も行使できるようにすること（第71条関係）
- 国における広域支援の枠組み（対口支援等）の検討にあたっては、指定都市も支援の主体とするとともに、指定都市の意見を反映させること（新設）

平成26年5月29日
指定都市市長会